

関節ファシリテーション及び SJF の商標使用に関わる許可条件

- 1 本件商標の使用に際して、許可書に記載の承認番号を資料、プログラム、広告などに明示する。
- 2 使用权を第三者に譲渡、再許諾することや営利目的に販売する物品・グッズに本件商標を使用することを禁ずる。
- 3 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努める。
- 4 第三者が登録商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに商標登録者に連絡する。
- 5 承諾した申請内容又は許可条件に違反した場合、直ちに本件商標の使用を中止すること。以後、申請者は本件商標及び、類似の商標を使用してはならない。
当該使用中止により生じた損害について商標登録者は一切の責任を負わない。
- 6 使用者は、登録商標を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、こちらに何らかの不利益、損害を及さないよう処理すること。
- 7 要請があった場合は、登録商標の使用実態を報告し、または使用書類等を提出すること。
- 8 使用者が、登録商標の使用に際して、故意または過失により係る団体、個人に損害を与えた場合、これにより生じた損害を賠償すること。

9 使用許諾期間を更新するときは再度、本使用許諾申請書を提出し承諾を受ける。

10 使用者は商標使用に関し許諾を受けると、10 年間の使用許諾期間を得ることができる。商標使用料として 10 年 10,000 円を商標登録者に納めることとする。

11 その他本件商標の使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。